

院外処方せんにおける

お薬の記載方法（一般名処方）について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用推進により、後発医薬品のあるお薬に関しては、処方せんに「商品名」ではなく、「**一般名（成分の名前）**」を記載することが推奨されています。

「一般名」での処方は、医薬品の供給が不足した場合も含めて患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。また、令和6年10月から長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえて「商品名」で処方すると、選定療養に該当する場合があります。これらのことから、当院では外来院外処方せんの一部のお薬に関して一般名での処方としております。ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

※後発医薬品のないお薬については、「商品名」での記載となります。

区分	被保険者(保険種別：後期) (10%)	都道府県番号
交付年月日	平成26年07月22日	処方せんの使用期間 平成26年
変更不可	個々の処方箋について、後発医薬品(ジェネリック)に差し支えがあると判断した場合には、 【般】 を記載し、「保険医署名」欄に署名する。	
RP01	【般】 インドメタシン外用液 (貼り薬) 1日3回 首、肩、手、塗布	
RP02	【般】 チクロピジン塩酸塩細粒 (包) 分3 (朝、昼、夕) 食後	
RP03	【般】 アゼラスチン塩酸塩錠 分2 (朝) 食後、眼前	
RP04	【般】 ゾピクロン錠 7.5mg 分1 眼前	

【般】から始まる名前が、一般名（成分の名前）です。

どのメーカーのお薬（ジェネリック）になるかは薬局により異なることがあるので、詳しくはお薬を受け取る保険調剤薬局でお問い合わせ下さい。